

令和 2 年度入札・契約制度の運用の見直しについて

1 設計図書に対する質疑の見直し

回答公表後における事業者の検討期間を確保するため、予定価格 4 億円以上の工事を対象に原則として、質問締切日を「入札初日の 1 2 開庁日前」に、回答公表日を「入札初日の 7 開庁日前」に、それぞれ 2 日ずつ前倒しします。

2 事業者登録・更新時に求める建設業許可証明書の見直し

令和 2 年度から建設業許可証明書の請求が原則として更新申請ごとに 1 回 1 枚に限定されることから、事業者登録・更新時に求める同証明書の写しについて、「受付時に有効」なものに見直します（これまでは「発行時期が受付期間の初日から 3 箇月以内」に限定）。

3 試行の本則化

次の事項について、これまでの試行結果を踏まえ、本則化を行います。

なお、総合評価方式におけるランダム係数の適用除外は、引き続き、試行と位置付けます。

- (1) 低入札価格調査制度における失格基準価格の設定（低入札調査基準価格に 1 0 0 分の 9 8 を乗じて得た額）
- (2) 特定建設工事共同企業体による共同施工方式の事後確認型一般競争入札

4 低入札価格調査における入札の取扱いの見直し

円滑な入札執行を促進するため、調査基準価格を下回る価格で入札した事業者が提出する調査関係資料の提出期限を「開札日の翌日から起算して 2 開庁日目の午後 5 時」から同日の午後 3 時に変更し、併せて調査基準価格以上の価格で入札した事業者（予定価格を超過した事業者を含む）も入札辞退届を認めることとします。

5 実施時期

上記 1, 3, 4 は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記 2 は、令和 2 年 1 0 月 1 日の事業者補充登録から実施します。